

高松市の執務時間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 4 8 号

高松市の執務時間を定める規則の一部を改正する規則

高松市の執務時間を定める規則（平成元年高松市規則第 2 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
高松市の執務時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する日を除き、<u>午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。ただし、事務の特殊性その他の事由によりこれにより難しい場合は、この限りでない。</u>	高松市の執務時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する日を除き、<u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。</u>

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
（高松市支所及び出張所の事務分掌及び事務取扱時間を定める規則の一部改正）
- 高松市支所及び出張所の事務分掌及び事務取扱時間を定める規則（昭和 2 9 年高松市規則第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>高松市支所及び出張所の事務分掌規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、総合センター（高松市支所及び出張所設置条例（昭和31年高松市条例第17号）第2条に規定する支所のうち、牟礼総合センター、山田総合センター、仏生山総合センター、香川総合センター、勝賀総合センター及び国分寺総合センターをいう。以下同じ。）、支所（同条に規定する支所（総合センターを除く。）をいう。以下同じ。）及び出張所（同条例第3条に規定する出張所をいう。以下同じ。）の事務分掌組織に関し必要な事項を定めるものとする。 [削る]	<u>高松市支所及び出張所の事務分掌及び事務取扱時間を定める規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、総合センター（高松市支所及び出張所設置条例（昭和31年高松市条例第17号）第2条に規定する支所のうち、牟礼総合センター、山田総合センター、仏生山総合センター、香川総合センター、勝賀総合センター及び国分寺総合センターをいう。以下同じ。）、支所（同条に規定する支所（総合センターを除く。）をいう。以下同じ。）及び出張所（同条例第3条に規定する出張所をいう。以下同じ。）の事務分掌組織<u>及び事務取扱時間</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(事務取扱時間)</u> 第9条 <u>総合センター及び支所の事務取扱時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時までとする。</u> 2 <u>出張所の事務取扱時間は、高松市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前9時から午後5時までとする。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、公務の運営上の事情によりやむを得ないと認める場合においては、事務取扱時間を変更するこ</u>

(委任) <u>第 9 条</u> 略	<u>とができる。</u> (委任) <u>第 1 0 条</u> 略
-----------------------------------	--

(高松市建築計画概要書等閲覧規則の一部改正)

3 高松市建築計画概要書等閲覧規則（昭和 4 6 年高松市規則第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(閲覧の時間等) 第 3 条 略 (1) 閲覧時間 <u>午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで</u> (2) 略 2 略	(閲覧の時間等) 第 3 条 概要書等の閲覧時間及び閲覧に供しない日は、次のとおりとする。 (1) 閲覧時間 <u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで</u> (2) 略 2 略

(高松市開発登録簿閲覧等規則の一部改正)

4 高松市開発登録簿閲覧等規則（昭和 4 6 年高松市規則第 4 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(閲覧等の時間) 第 3 条 略	(閲覧等の時間) 第 3 条 登録簿の閲覧等をするのできる時間及び閲覧等をするこ

(1) 閲覧等をするのできる時間 <u>午前9時から午後4時30分まで</u> (2) 略 2 略	とができない日は、次のとおりとする。 (1) 閲覧等をするのできる時間 <u>午前8時30分から午後5時まで</u> (2) 略 2 略
--	--

(高松市保健センター条例施行規則の一部改正)

5 高松市保健センター条例施行規則（平成6年高松市規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(開館時間) 第2条 保健センターの開館時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。	(開館時間) 第2条 保健センターの開館時間は、<u>午前8時30分から午後5時まで</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部改正)

6 高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成10年高松市規則第59号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(縦覧の時間等) 第4条 略	(縦覧の時間等) 第4条 条例第4条第2項及び第3項に規定する縦覧の期間における

(1) 縦覧の時間 <u>午前9時から午後4時30分まで</u> (2) 略 2 略	報告書等の縦覧の時間及び縦覧に供しない日は、次のとおりとする。 (1) 縦覧の時間 <u>午前8時30分から午後5時まで</u> (2) 略 2 略
---	--

(高松市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

7 高松市屋外広告物条例施行規則（平成11年高松市規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(登録簿等の閲覧) 第25条 略 2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とする。 3～5 略	(登録簿等の閲覧) 第25条 略 2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前8時30分から午後5時まで</u>とする。 3～5 略

(高松市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

8 高松市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年高松市規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前

(閲覧の場所及び時間) 第4条 閲覧は、市長が指定する場所で、前条の閲覧期間のうち高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除く<u>午前9時から午後4時30分までの間</u>において行うものとする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。	(閲覧の場所及び時間) 第4条 閲覧は、市長が指定する場所で、前条の閲覧期間のうち高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除く<u>午前8時30分から午後5時までの間</u>において行うものとする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。
--	--

(高松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

9 高松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成11年高松市規則第54号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(登録簿の閲覧) 第3条 略 2 登録簿の閲覧は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日の<u>午前9時から午後4時30分までの間</u>において行う。ただし、市長は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、これを変更することができる。 3・4 略	(登録簿の閲覧) 第3条 略 2 登録簿の閲覧は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日の<u>午前8時30分から午後5時までの間</u>において行う。ただし、市長は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、これを変更することができる。 3・4 略

(高松市動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

10 高松市動物の愛護及び管理に関する規則（平成13年高松市規則第57号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(登録簿の閲覧) 第2条 略 2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とする。 3～5 略	(登録簿の閲覧) 第2条 略 2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前8時30分から午後5時まで</u>とする。 3～5 略

（高松市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部改正）

1 1 高松市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成23年高松市規則第47号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(登録簿の閲覧) 第4条 略 2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とする。 3～5 略	(登録簿の閲覧) 第4条 略 2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前8時30分から午後5時まで</u>とする。 3～5 略

（高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則の一部改正）

1 2 高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則（平成29年高松市規則第50号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(登録簿の閲覧) 第6条 略 2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前9時から午後4時30分</u>までとする。 3～5 略	(登録簿の閲覧) 第6条 略 2 登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前8時30分から午後5時まで</u>とする。 3～5 略